

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一
- 公共測量の実施（三件）……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 公共測量の終了……（同）…二
- 市街地再開発組合の設立認可……（同）…二
- ……（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 都道（首都高速道路）の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…二
- ……（建設局道路管理部路政課）…二
- 開発行為に関する工事完了……（同）…四
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…四

告示

●東京都告示第千五百三十三号
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の

規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 平成三十年十一月二十六日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社パデイ

(二) 代表者氏名 代表取締役 藤原 寿豊

(三) 主たる事務所の所在地 港区赤坂二丁目二十一番八号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八〇二〇号

(五) 免許年月日 平成二十七年六月二十六日

一 日時 平成三十年十一月二十六日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社レイキャピタル

(二) 代表者氏名 代表取締役 林 卓

(三) 主たる事務所の所在地 千代田区神田小川町二丁目一番地七

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六七一四号

(五) 免許年月日 平成二十六年六月十三日

東京都告示第千五百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 葛飾区

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 葛飾区高砂八丁目地内

四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月二十九日まで

東京都告示第千五百三十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 葛飾区

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 葛飾区柴又一丁目、柴又二丁目及び柴又三丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月二十九日まで

東京都告示第千五百三十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 葛飾区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 葛飾区柴又三丁目地内

四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月二十九日まで

●東京都告示第千五百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市南町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月十二日から同年十月九日まで

●東京都告示第千五百三十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき浜松町二丁目地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

浜松町二丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 平成三十年十一月九日から平成三十九年三月三十一日まで

三 施行地区 港区浜松町二丁目地内

四 事務所の所在地 港区浜松町二丁目三番二十四号

五 設立認可の年月日 平成三十年十一月九日

六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法 事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成三十年十二月八日

●東京都告示第千五百三十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条第一項第九号の規定に基づき、平成三十年十月十一日、都道(首都高速道路)の区域を次のように変更した。

ついては、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月九日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。





平成三十年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

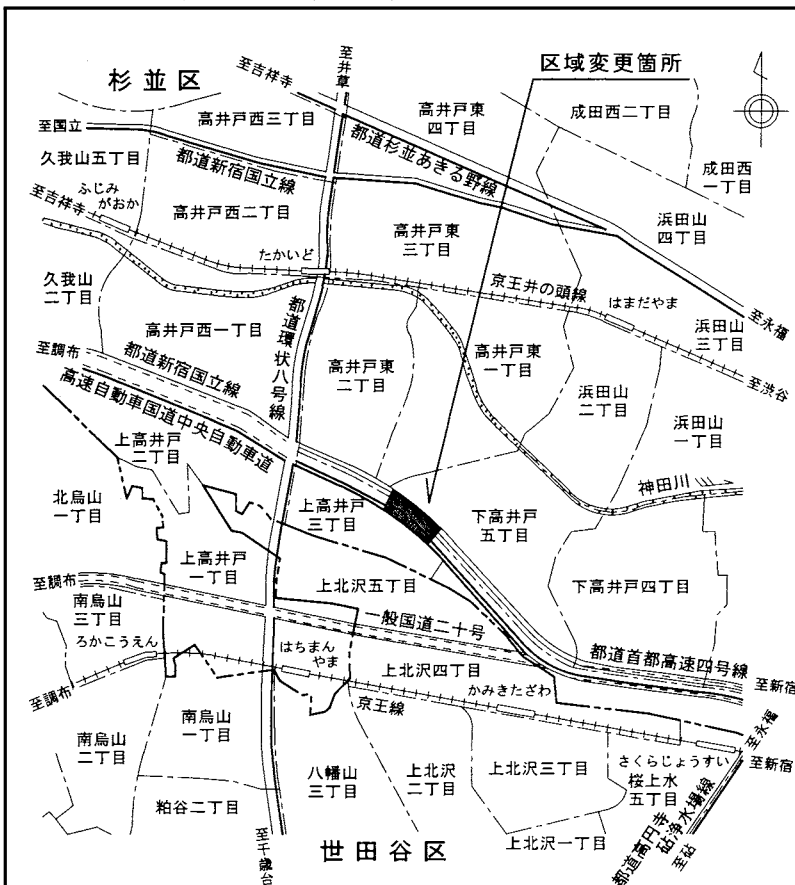
- 一 路線名 首都高速四号
- 二 変更の区間 杉並区上高井戸三丁目五百八番三十地先から同所五百六番九地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別 図

都道首都高速四号線区域変更略図
杉並区上高井戸三丁目地内

-  一般国道・高速自動車国道
-  都 道
-  特別区道
-  編入区域

延長 一〇六・七一メートル
面積 五六七・六八平方メートル



杉並区
下高井戸五丁目

三六五の四七

五一五の四七

都道新宿国立線

至調布

都道首都高速四号線

至新宿

5.48

5.25

五〇六の九

上高井戸三丁目

五〇六の四〇

五〇八の三〇

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二
第一項の規定に基づく協議が成立した次の開発行為に関する
工事は、完了した。

平成三十年十一月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
協議が成立した者
の住所及び氏名

東久留米市上の原三丁目三百
三十三番三（第三工区）
新宿区西新宿六丁目五番一
号（東日本賃貸住宅本部）

独立行政法人都市再生機構
代理人 吉田 滋

東久留米市上の原一丁目三百
三十三番三十九及び上の原二
丁目三百三十三番十六（第四
工区）

東久留米市上の原三丁目三百
三十三番九（第十二工区）

同右

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号（代）
電話 〇三（五三二一）一一一一

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001